

Q1：芦屋市は事業者専用の指定ごみ袋はないのですか？

芦屋市は他市と比較し、市内に大きな事業者が少ないこと、事業者数自体が少ないこともあり、専用の指定ごみ袋は現時点では予定しておりません。ただし、**中身が見えるごみ袋でなければごみを出すことができなくなります。**

参考：令和5年4月1日現在近隣市の指定ごみ袋の状況

神戸市	有料化(ごみ処理料金上乘せ)指定ごみ袋
西宮市	有料化をしていない単純指定ごみ袋(事業者名記載必要)
芦屋市	中身が見えるごみ袋

Q2：中身の見えるごみ袋はどの程度の中身が見える状態を指しますか？

袋の中の文字がはっきり読める状態です。家庭用指定ごみ袋が販売され家庭ごみステーションで利用されますので、同等の中身が見えるごみ袋をお使いください。

Q3：中身が見えても色付きのごみ袋の場合は回収されませんか？

色付きのごみ袋でも Q2同様に文字がはっきり読めれば大丈夫です。

Q4：家庭用指定ごみ袋を使えば家庭ごみステーションにごみ出しすることができますか？

できません。事業活動に伴ってでるごみを家庭ごみステーションに出された場合、収集いたしません。市民の方からの通報も多いです。絶対に家庭ごみステーションに出さないでください。

Q5：ごみを持ち込む場合も必ず中身が見えるごみ袋に入れなければダメですか？

ごみを持ち込む場合は、袋に入らないごみや植木剪定ごみ等ありますので、中身が見える状態であれば大丈夫です。中身の見えない(段ボールや色付きのごみ袋に入った)ごみは受付ができなくなりますのでご注意ください。

Q6：介護用おむつ等、人に見られたくないごみはどのようにごみ出しすればいいのですか？

他人に見られたくないごみは、必要最低限で内袋を使用いただいてもかまいません。

各問い合わせ先

事業系一般廃棄物

【環境施設課】

電話：0797-32-5391

受付：月曜日～金曜日(祝日除く)

午前9時～午後5時30分

※午後0時～0時45分を除く

ごみの持ち込み

【持ち込みごみ予約センター】

電話：0797-32-5375

受付：月曜日～金曜日(祝日含む)

午前9時～午後4時30分

事業系一般廃棄物を収集できる許可業者

芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者 P.2参照

産業廃棄物を処理できる業者

(一社)兵庫県産業資源循環協会 P.2参照

産業廃棄物

兵庫県北県民局 P.2参照

事業系ごみハンドブック

事業系ごみのポイント

POINT 01

家庭ごみステーションやパイプラインに出すことができません。

芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者(P.2)と契約いただくか、予約のうえ芦屋市環境処理センターに直接お持ち込み(P.3)ください。家に持ち帰り家庭系ごみとして出すこともできません。

ちょっとぐらいなら
家庭ごみステーションに
捨てても大丈夫かな



事業系ごみは
収集いたしません!



POINT 02

市民の方とは出すことができるごみが異なります。

産業廃棄物(P.3)は本市では処理できません。

POINT 03

分別が出来ていない場合はごみ出しができません。

分別を徹底して、適正なごみ出しを行ってください。

POINT 04

令和5年10月1日より中身が見える袋でなければ、ごみ出しができなくなります。

令和5年10月1日より変更されます

既に禁止されています



中身が見えない袋は使
わない。



段ボールに直接入れる
のは禁止。



燃やすごみと燃やさない
ごみを混ぜて出さない。



金属ごみ、小型家電等は
産業廃棄物で処理する。

目次

P.2 事業系ごみ

P.2 芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者

P.2 事業系ごみの処理方法

P.2 産業廃棄物とは

P.3 事業者がごみを出す場合の注意事項

P.3 事業系一般廃棄物とは？

P.3 持ち込みごみの予約

P.4 事業系ごみQ&A

事業系ごみ

会社、飲食店、店舗、施設等から出た事業系ごみは
**家庭ごみステーションやパイプラインに
出すことができません!!**

家庭ごみステーションに出され
た際は収集いたしません。
近隣の住居に迷惑がかかります
ので、絶対に止めてください。

事業系ごみとは、営利または非営利目的に関わらず、事業活動に伴って排出される廃棄物のことです。

- 芦屋市の許可業者(下記参照)と契約されるか、ご自身で環境処理センターに予約のうえお持ち込みください。
- 事業所用の指定ごみ袋はありませんが、令和5年10月より中身が見えなければごみ出しすることができなくなります。

【芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者】

令和5年3月現在

事業所名	住所	連絡先	事業所名	住所	連絡先
(株)丸与商店	楠町3-13	22-8598	(株)シントー	上宮川町2-10-4F	35-2848
(有)芦屋浄水	楠町3-13	22-5672	(株)エコワークシステム	船戸町3-25-405	23-3366
芦屋環境サービス(株)	若宮町5-18	34-5788	(有)NAKAZAWA	公光町10-8	25-0441
(株)藤起業	上宮川町9-3	35-7274	(株)ウィルパワー	大原町4-13	62-6350

事業系ごみの処理方法

事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、処理を委託できる業者や、処理の方法が異なります。

出すごみは、
事業系一般廃棄物ですか？ **産業廃棄物**ですか？

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

ごみの収集を希望されますか？
事業者ご自身で持ち込まれますか？

ごみの
収集を希望

自身で直接
持ち込む

01 事業系一般廃棄物
の処理方法①

芦屋市一般廃棄物
収集運搬許可業者と
契約し、収集してもらう

02 事業系一般廃棄物
の処理方法②

事前予約して芦屋市
環境処理センターに
直接持ち込む

03 産業廃棄物
の処理方法

産業廃棄物処理業者に
処理を依頼する

産業廃棄物とは

金属クズ等、法令で定められた20種類のごみです。これらは芦屋市では処理できません。処理できる業者は下記にお問い合わせください。

産業廃棄物のお問い合わせ

兵庫県阪神北県民局
電話 0797-83-3146

処理業者のお問い合わせ

(一社)兵庫県産業
資源循環協会
電話 078-381-7464



事業者がごみを出す場合の注意事項

Q 事業者が芦屋市で出すことができるごみは、市民が出すことができるごみと同じですか？

A 違います。事業者が出すことができるのは事業系一般廃棄物だけです。

事業系一般廃棄物とは？

下に示すものは、事業系一般廃棄物の例です。
(排出する事業者の業種によっては、産業廃棄物に当たります。)

厨芥類

食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど



食品製造業などの業種から発生する厨芥類は**産業廃棄物**です。

古布・繊維くず

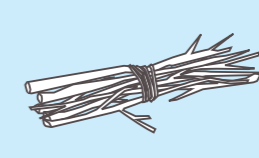
衣服や毛布、敷物など(天然素材に限る)



建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは**産業廃棄物**です。

木くず

木の枝、葉などの植木の剪定くず、木製品



建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業などの業種から発生する木くずは**産業廃棄物**です。

紙くず

汚れがついた紙など、資源にならない紙類



建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは**産業廃棄物**です。

従業員が飲食したプラスチックごみ及び、缶・ビン・ペットボトルの資源ごみ(市民の方と同じ分別をされている場合に限る)は、**事業系一般廃棄物**として取り扱っています。

持ち込みごみの予約

事業系一般廃棄物は、環境処理センターへご自身で持ち込むことができます。予約期限までに持ち込みごみ予約センターに電話で予約をしてから持ち込んでください。産業廃棄物は持ち込みできません。

電話予約時

①電話で予約をする

- 「持ち込みごみ予約センター」に電話をかける。
- 4週間前から(月曜日～金曜日の持ち込みは当日正午まで、土曜日の持ち込みは前日の午後4時30分まで)予約が必要です。
- 最大6日間予約できます。

②所定項目の確認

- 氏名、住所、電話番号
- 持ち込み日、持ち込む人
- ごみの発生場所、種類・量
- 予約者の名前

③計量の受付・料金の支払い

- 計量受付で予約者及び持ち込み者の名前を伝える。
- 本人確認のため、運転免許証などを提示。
- 重量に応じた手数料を現金でお支払いください。

10kgまで	無料(1日1回1車両に限る)
10kgを超え100kgまで	1,080円
100kgを超える場合	100kgごとに1,080円追加

④ごみを出す

- 持ち込まれた方ご自身で、確認しながら廃棄してください。

予約受付

持ち込みごみ
予約センター

電話 **0797-32-5375**
受付 月曜日～金曜日(祝日含む)
午前9時～午後4時30分

持ち込みができる時間

月曜日～金曜日(祝日含む) 午前9時～午後4時30分
※午前11時30分～午後1時を除く

土曜日(祝日含む) 午前9時～午後0時30分

※年末年始は、「予約受付」および「持ち込みができる時間」の取り扱いが異なります。市広報紙等をご確認ください。

持ち込みごみの詳細はこちらをご覧ください。
「ごみの直接持ち込みについて(予約制)」



持ち込み時の 注意事項

事業者が出す場合は、下記のごみは産業廃棄物になるので持ち込めません。

- 机、棚、椅子などの家具類(木製品を除く)
- ロッカー、レジ
- プラスチック(棚・ケース)
- タイル、塩ビパイプ等

